資産運用規程

（目　的）
第１条　この規程は、公益財団法人印旛沼環境基金（以下「この法人」という。）の定款第８条の規定に基づき、資産運用の基本方針、運用手続等について定め、もって資産の適正かつ効率的な運用に資することを目的とする。

（資産運用責任者）
第２条　資産運用責任者は理事長とする。

（基本方針）
第３条　資産の運用は、元本返還が確実な方法で、かつ可能な限り高い運用益が得られる方法で行う。

（運用対象）
第４条　運用対象は、次のとおりとする。
(1) 郵便貯金
(2) 金融機関等への円建預金
(3) 公共債等
２　債券の運用にあたっては、別に定める債券運用基準を遵守して行うものとする。
３　第１項の規定にかかわらず、理事会が特に認めた場合は、第１項に掲げる運用対象以外の商品に運用することができる。

（運用手続）
第５条　理事長は、運用にあたっては、事業計画との整合性を図り、運用限度額、運用期間の設定及び運用商品の選択を行わなければならない。

（預貯金の停止）
第６条　資産の運用について、金融機関が次の各号に掲げる事由に該当した場合は、当該金融機関の事情聴取を行い、改善の見込みがないと判断されるときは、速やかに預貯金を解約し、元金の保全をするものとする。
(1) 自己資本比率について、都市銀行にあっては８％、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、農業協同組合、中央労働金庫にあっては４％を下回った場合
(2) 株式上場銀行にあっては、株価が発行額面の４倍に相当する金額を下回った場合
(3) 格付け機関による格付けが公表されている金融機関にあっては、長期債の格付けが投資適格等級から外れた場合
(4) この法人の資産取扱業務の中で事故等が発生した場合において、誠意ある対応が為されない場合

(5) 前各号のほか、理事長が求めた事項に対し、明確な説明が得られない場合

（委　任）
第７条　この規程の運用に関し必要な事項は、理事長が別に定めることができる。

（改　廃）
第８条　この規程の改廃は、理事会の決議による。

附　則
この規程は、理事会の決議があった日から施行し、平成２６年４月１日から適用する。（平成２６年５月２７日理事会決議）